

静岡県立沼津西高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年4月
静岡県立沼津西高等学校

目 次

第1章 基本的な事項	・・・ 3
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
第2章 組織の設置	・・・ 4
第3章 いじめの防止等のための対策	・・・ 4
1 生徒間のいじめが起こりにくい人間関係づくり	
2 配慮を要する生徒への支援	
3 生徒への啓発	
4 保護者や地域への啓発	
5 教職員の資質向上	
6 学校評価による取組の改善	
令和4年度いじめ防止プログラム	・・・ 5
第4章 いじめの早期発見・早期対応	・・・ 6
1 生徒の実態把握	
2 相談体制	
3 学校のいじめに対する措置	
4 関係機関等との連携	
第5章 重大事態への対応	・・・ 7
1 重大事態の定義	
2 重大事態の発生報告	
3 調査組織による調査	
4 被害生徒・保護者への情報提供	
5 被害生徒・保護者へのケア	
6 報道対応	
第6章 点検・見直し	・・・ 7

第1章 基本的な事項

沼津西高校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、「いじめや問題行動のない安心・安全な学校」づくりを進めています。

特に、いじめに関しては「どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との認識を持ち、「いじめは絶対に許さない」指導を続けていきます。いじめをなくすため、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいきます。

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット、SNS等を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」(「いじめ防止対策推進法」第2条より)を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いでは、その場では見えない所で被害が発生していることもあります。いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、校訓「克己」の精神のもと、知的探求心と行動力を持ち、日々の教育活動の中で知恵と心を磨くことにより、力強く己の未来を切り開き、社会に貢献する人材の育成を図ることを目標としています。そのため、生徒に高い志を持たせて「確かな学力」を定着させ、部活動の教育効果により人格の完成を目指すとともに、「いじめや問題行動のない安心・安全な学校」づくりに向け、積極的に取り組みます。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。本校は、いじめを未然に防止し、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げ、家庭や地域と協力して、心の通い合う温かい人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていきます。いじめをなくすため、「いじる」のはいじめの入り口であるという認識も含め、全職員が基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力していじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組みます。

第2章 組織の設置

本校は、いじめの防止等の中核となる常設の「いじめ防止対策委員会」を設置します。

構成員は、教頭、生徒課長、相談室長、学年主任、養護教諭とします。また、必要に応じて、校長、副校長、保健管理課長、生徒課職員、相談室職員、学級担任、部活動顧問、及び学校支援心理アドバイザー、医師、警察関係者等に協力を求め、対応します。

第3章 いじめの防止等のための対策

1 生徒間のいじめが起こりにくい人間関係づくり

ホームルーム活動、総合的な学習の時間「探求と表現」等を通して、人を思いやる豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくりやコミュニケーション能力等の基礎を養います。また、学校行事等を通して、クラスや学年全体の友好的な雰囲気づくり、全校生徒同士の良好な関係づくりを進めます。

2 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒（例：発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害に係わる生徒等）については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

3 生徒への啓発

いじめについての理解を促すとともに、学校のいじめ防止対策やいじめに対する措置についての周知を図るために、全校集会、HRなどで、いじめや人権に関する講話等を実施します。

4 保護者や地域への啓発

校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、学級懇談会やホームページ等を通していじめ防止対策基本方針についての周知を図り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように啓発していきます。

5 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめ防止対策に関する校内研修を計画的に行うとともに、外部講師による講演会等も実施し、いじめ問題への見識を深めていきます。

6 学校評価による取組の改善

いじめの防止等のための取り組みに係る状況を年度末に振り返り、学校評価において取り組み状況を評価し、改善します。

令和6年度 いじめ防止プログラム ※学校行事等のため、実施日時が変更される場合があります。

月	内容	
	生徒関係	教職員・保護者関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の取組についての生徒への周知（1年オリエンテーション、2・3年始業式） ・スマホ、ケータイ安全教室（1年） ・面接週間 ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・相談室だより ・いじめ防止の取組について保護者への周知（1年入学式、全学年配付物、メール、HP掲載） ・相談室ミーティング
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくりプログラム（1年） ・スクールカウンセリング ・自己理解テスト（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会（心の教育 1～3年） ・相談室ミーティング
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接週間 ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（基本的な方針の確認、生徒の実態把握） ・相談室ミーティング
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「安心安全な学校づくり」アンケート（いじめ調査） ・思春期講座（2年） ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・いじめ防止対策委員会 ・職員会議（アンケート結果分析・対策）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリング ・面接週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング ・相談室だより
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人権問題について考える週間（1、2年朝読書） ・第2回「安心安全な学校づくり」アンケート（いじめ調査） ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング ・いじめ防止対策委員会 ・職員会議（アンケート結果分析・対策）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接週間 ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング ・相談室だより
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室ミーティング ・いじめ防止対策委員会 ・職員会議（年度反省・方針の点検・見直し）

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、4月・6月・10月・2月の面接週間、7月・12月の「安心安全な学校づくり」アンケート（記名いじめ調査）を行い、生徒の実態把握に努めます。また、各学期に1回以上、いじめ防止対策委員会を行い、生徒の様子について話し合い、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

2 相談体制

相談室はいつでも教育相談を行える状態になっています。また、月に1回以上学校支援心理アドバイザーが来校し、相談を希望する生徒や保護者がスクールカウンセリングを行うことができます。また、全教職員は常に生徒の様子に気を配り、隔週1回、気になる生徒についての話し合い(相談室ミーティング)を行います。

3 学校のいじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは面接やアンケート等により、早期に事実確認を行うとともに、いじめ防止対策委員会で対応を検討し、学校全体で組織的に対応します。
- (2) いじめが確認された場合は、県教育委員会に報告するとともに、いじめをやめさせ、再発防止の対応について話し合います。必要に応じてスクールソーシャルワーカー、警察等外部機関の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行うようにします。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けることができるようにします。
- (4) 校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために、適切に懲戒および指導を行います。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で問題が起こることがないように、保護者との情報共有を行います。
- (6) 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な措置を行います。
- (7) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

4 関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取り組みをします。教育委員会、警察署、児童相談所、民生委員、医療機関等との協力体制を確立します。

第5章 重大事態への対応

重大事態への対応は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、十分に注意して適切に対処します。

1 重大事態の定義

重大事態とは、次の(1)(2)のような場合を言います。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日以上を目安とします。）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

なお、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、まずは重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは判断しません。

2 重大事態の発生報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告します。

3 調査組織による調査

校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた公平性・中立性が確保された組織で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応します。

4 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に提供します。

5 被害生徒・保護者へのケア

被害生徒・保護者には、学校の教職員、学校支援心理アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、必要に応じて専門機関の支援につなげます。

6 報道対応

情報発信・報道対応については、静岡県教育委員会と連携を取りつつ、個人情報保護や人権等に最大限の配慮をしながら、事件・事故について、正確で一貫した情報を提供していきます。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意します。

第6章 点検・見直し

「いじめの防止等のための基本的な方針」については、年度末にいじめ防止対策委員会での点検・見直し、次年度の体制につなげていきます。